

公益財団法人大阪府学校給食会 食育推進事業助成金交付要領

この要領は、学校給食関係機関等（以下「実施団体」という。）が実施する食育を推進する事業（以下「食育事業」という。）について、公益財団法人大阪府学校給食会（以下「給食会」という。）が、その事業費を助成するため次の必要な事項を定める。

1 趣旨

大阪府内の実施団体が行う食育事業に対し食育推進事業助成金（以下「助成金」）を交付し、府内における食育の推進を支援する。

2 助成対象となる食育事業

- ①学校及び地域における食育推進事業で、料理教室、講習会、栽培実習、講演会、展示会等とし、おおむね20名以上の参加人数が見込める事業で、うち児童・生徒がおおむね10名以上あること。
- ②学校給食の現場において、学校給食関係者及び調理員を対象とした献立の開発に関する事業。
- ③食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供につながる事業。
- ④食育の推進につながる講習会、研究会等に関する事業。

（注1）原則として、学校での授業にかかる経費については、助成対象となりません。

（注2）実施団体の開催要項等に「公益財団法人大阪府学校給食会」が協賛する事業であることを明記するものとする。

3 実施団体

- ①公立及び私立の小学校・中学校・支援学校
- ②府内の任意団体等（様式1の市町村教育委員会の推薦書、または過去3年間における3回以上の食育事業の実績関係書類〔事業内容・収支内訳・写真等〕が必要）
- ③当給食会が特に食育に関する事業を実施していると認めた団体

4 助成対象経費及び金額

給食会が助成する経費の対象は、①会場借上料／②講師謝金／③旅費／④通信運搬費／⑤資料作成費／⑥消耗事務用費／⑦材料費（苗代、肥料代、みそ作り用大豆、ネットなど）／⑧材料費（食材）とし、1団体あたり5万円を上限とする。

ただし、材料費のうち⑧食材費に関する助成額は、その経費の50%とする。

5 申請受付期間及び手続き

申請書の受付期間は、別紙①のとおりとする。

助成金を希望する場合は、実施団体が食育推進事業助成金申請書（様式2-1、2-2）を用い、また任意団体等の場合は必要書類を添付のうえ、給食会へ必ず事前にデータにより電子メールで送付のうえ、郵送で申請するものとする。

6 助成団体の決定通知

給食会が事前に申請書等関係資料の要件審査を実施したうえ、学識経験者等により助成する実施団体を決定し、通知（様式3-1）を行うものとする。

なお、申請における総金額が給食会の予算を超える場合は、下記の要件を勘案し助成対象団体を決定するものとする。

- 1) 事業内容で受講者・参加者に対し、実習・体験等のより能動的な活動を計画している団体を優先する。
- 2) 多くの参加者が見込まれる事業、又は参加者に対し参加費等の一部負担を求めるなど、助成金をより有効的に活用する団体を優先する。
- 3) 新規の申請団体を優先する。

また、審査の結果、助成対象から外れた実施団体へは通知（様式3-2）を行うものとする。

7 食育推進事業の実施等

実施団体は適正円滑な事業の実施に努めるものとする。なお、食育事業を中止若しくは実施内容を変更しようとする場合は、給食会へ事前に速やかに文書（様式4）により通知するものとする。

8 事業の報告等

実施団体は事業終了後、1カ月以内に下記書類を給食会へ提出するものとする。（遅くとも3月末日までに報告書を提出できること）

- ・ 請求書（様式5-1）および事業報告書（様式5-2）
- ・ 事業実施にあたって作成した資料（配布テキスト等）
- ・ 感想文やアンケートの集計
- ・ 事業実施当日の様子がわかる写真を数枚

9 事業実施状況の聴取等

給食会は事業の実施状況等について必要に応じその内容を調査し、又は報告を求めることがで

きるものとする。

10 助成金交付額の決定及び支出

前項により実施団体から提出された報告書を給食会が受理したときは内容の確認を行い、提出書類に不備等がなければ、実施団体へ助成金交付額の決定通知を行うとともに助成金の交付を行うものとする。

11 その他

給食会はこの要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項を定めることができるものとする。

附則

この要領は平成22年9月16日から施行し、平成22年4月1日以降に実施した食育事業から適用する。

この要領は、平成23年4月18日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。